

○ 要綱改正案 概要

(赤字：改正箇所)

参考資料

新潟市私道災害復旧支援事業補助金交付要綱

令和6年2月1日制定
令和6年2月27日改正
令和6年5月2日改正
令和7年12月2日改正
令和8年1月29日改正
令和8年3月12日改正

第1条～第6条 改正なし

(交付額)

改正案	現行(改正前)
<p>第7条 私道災害復旧支援事業補助金の交付額は、事業の対象となる工事費の10分の10とする。ただし、事業の対象となる工事費が、次の各号に掲げる交付上限額を超えた場合は、当該の交付上限額を交付額とする。</p> <p>(1) 第2条第3号に該当する復旧工事</p> <p>ア 新たに実施する原形復旧の工事の交付上限額は、次に掲げる工事延長1メートルあたりの上限単価に工事延長を乗じて得た額とする。ただし、小規模工事の特例として、工事延長が短く、交付上限額が30万円に満たない場合は、30万円を限度として、事業の対象となる工事費を交付上限額とする。</p> <p>(ア) 幅員4メートル以下の車道部 9万円/メートル</p> <p>(イ) 幅員4メートルを超え6m以下の車道部 10万円/メートル</p> <p>(ウ) 幅員6メートルを超える車道部 11万円/メートル</p> <p>(エ) 幅員2メートル以下の歩道部 4万円/メートル</p>	<p>第7条 私道災害復旧支援事業補助金の交付額は、事業の対象となる工事費の10分の10とする。ただし、事業の対象となる工事費が、次の各号に掲げる交付上限額を超えた場合は、当該の交付上限額を交付額とする。</p> <p>(1) 第2条第3号に該当する復旧工事</p> <p>ア 新たに実施する原形復旧の工事の交付上限額は、次に掲げる工事延長1メートルあたりの上限単価に工事延長を乗じて得た額とする。ただし、小規模工事の特例として、工事延長が短く、交付上限額が30万円に満たない場合は、30万円を限度として、事業の対象となる工事費を交付上限額とする。</p> <p>(ア) 幅員4メートル以下の車道部 9万円/メートル</p> <p>(イ) 幅員4メートルを超え6m以下の車道部 10万円/メートル</p> <p>(ウ) 幅員6メートルを超える車道部 11万円/メートル</p> <p>(エ) 幅員2メートル以下の歩道部 4万円/メートル</p>

<p>(オ) 幅員2メートルを超える歩道部 5万円/メートル</p> <p>イ 原形復旧までの間に必要な応急復旧の工事については、交付上限額に含めないものとする。</p> <p>ウ 下水道災害査定路線と重複する原形復旧の工事における、下水道災害査定路線調査費については、交付上限額に含めないものとする。</p> <p>(2) 第2条第4号に該当する遡及措置</p> <p>ア 原形復旧の工事の交付上限額は、上記(1)の交付上限額と同額とする。</p> <p>イ 応急復旧の工事の交付上限額は、次のとおりとする。</p> <p>申請代表者が実施した工事 5万円</p> <p>申請代表者が工事業者に委託し、実施した工事 30万円</p> <p>2 前項の交付額を超える工事の費用及び対象外の工事の費用は、申請代表者又は私道の関係者の負担とする。</p>	<p>(オ) 幅員2メートルを超える歩道部 5万円/メートル</p> <p>イ 原形復旧までの間に必要な応急復旧の工事については、交付上限額に含めないものとする。</p> <p>(2) 第2条第4号に該当する遡及措置</p> <p>ア 原形復旧の工事の交付上限額は、上記(1)の交付上限額と同額とする。</p> <p>イ 応急復旧の工事の交付上限額は、次のとおりとする。</p> <p>申請代表者が実施した工事 5万円</p> <p>申請代表者が工事業者に委託し、実施した工事 30万円</p> <p>2 前項の交付額を超える工事の費用及び対象外の工事の費用は、申請代表者又は私道の関係者の負担とする。</p>
--	---

第8条～第19条 改正なし

改正案	現行(改正前)
<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年2月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年2月27日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年2月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年2月27日から施行する。</p>

<p>附 則 この要綱は、令和6年5月2日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和7年12月2日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和8年1月29日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和8年3月12日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、令和6年5月2日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和7年12月2日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和8年1月29日から施行する。</p>
--	--

様式改正なし